

告 示

埼玉県告示第千三十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―十六―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市千代字宮下七百三―一 外六十一筆・地先道路

三 雨水流抑制施設の容量

容量 七千七百八十立方メートル